

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症とインプラント治療を含めた
歯科診療について

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会
2020年5月6日

現在新型コロナウイルス感染症が広がっています。インプラント治療を含めた
歯科診療において以下の点にご留意ください。

1. インプラント埋入手術およびこれに関連した骨造成・軟組織のマネージメントのための手術は、緊急を要する診療には該当しません。緊急を要しない診療は極力控えてください。
2. 電話で予約を受ける際に、患者の体調を聞き、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、地区の電話相談窓口に連絡するように勧めてください。
3. 患者の話を良く聞き、緊急を要する診療であるかを判断してください。
4. 緊急の診療が必要であると判断して診療をおこなう場合、従来 of 感染防御対策に加えて、以下の点に留意してください。
 - ① 待合室においては、ヒトとヒトの距離を十分に確保する。
 - ② 診療をおこなう際に、担当医とそのアシスタントはフェイスマスクあるいはゴーグルを着用する。
 - ③ エアゾルを発生させる診療（エアータービンによる切削、超音波スケーラーによる除石等）はおこなわない。エンジンによる切削や手動スケーラーによる除石をおこなう。
 - ④ 通常のパキュームに加えて、口腔外パキュームを使用する。
 - ⑤ 室内の換気を十分におこなう。
 - ⑥ 使用した歯科ユニットを、希釈した次亜塩素酸水素ナトリウム溶液(0.1%溶液)で拭きとり消毒し、水拭きする。

以上やむをえず診療を行う場合には新型コロナウイルスに感染しないよう、また、患者さんに感染させないように最善の対策を講じて対処するようにお願いいたします。